

参 考

騒音 / 振動の大きさの例

騒音の大きさの例

騒音レベル	騒音の程度
120 デシベル	飛行機のエンジンの近く
110 デシベル	自動車の警笛（前方 2 m）
100 デシベル	電車が通るときのガード下
90 デシベル	大声による独唱、騒々しい工場の中
80 デシベル	地下鉄の車内
70 デシベル	電話のベル、騒々しい事務所の中
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50 デシベル	静かな事務所
40 デシベル	図書館、静かな住宅地の昼
30 デシベル	郊外の深夜、ささやき声
20 デシベル	木の葉のふれ合う音、置き時計の秒針の音（前方 1 m）

地震の震度階と振動の大きさ

震度階	デシベル	速度 (mm/s)	振動の程度
0	55 以下	0.15 以下	無震
1	55 ~ 65	0.15 ~ 0.5	微震 静止している人にだけ感じる
2	65 ~ 75	0.5 ~ 1.5	軽震 一般の人が感じ、戸や障子がわずかに動く
3	75 ~ 85	1.5 ~ 5.0	弱震 家屋が動揺し、電灯、器中の水面の動揺が判る
4	85 ~ 95	5.0 ~ 15	中震 家屋の動揺激しく、すわりの悪い器物が倒れる
5	95 ~ 105	15 ~ 50	強震 家屋の壁に亀裂が生じ、墓石、石灯籠が倒れる
6	105 ~ 110	50 ~ 90	烈震 木造家屋が 30% 以下倒壊する
7	110 以上	90 以上	激震 木造家屋が 30% 以上倒壊する

（注）速度は 10Hz における換算値を示す。

騒音に係る環境基準について

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）を次のように定める。

地域の 類型	時間の区分		該当地域
	昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌日午前 6 時まで)	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条の規定により定められた第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、及び準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

ただし、道路に面する地域の環境基準は上表によらず次表のとおりである。

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌日午前 6 時まで)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

* 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

時間の区分	
昼間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日午前 6 時まで)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

- 備考 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認めるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては、4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは車線数の区分に応じて道路端からの距離によることとし、以下のとおりとする。
- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

届出の種類

	届出事項	騒音規制法	振動規制法	三重県生活環境の保全に関する条例
1	工場又は事業場に特定（指定）施設を設置しようとする場合	特定施設設置届(6)	特定施設設置届(6)	騒音又は振動に係る指定施設届(23)
2	一の地域が指定地域となった際、現にその地域内において工場又は事業場に特定（指定）施設を設置している場合	特定施設使用届(7)	特定施設使用届(7)	騒音又は振動に係る指定施設届(24)
	一の施設が特定（指定）施設となった際、現に指定地域内において工場又は事業場にその施設を設置している場合			
3	特定（指定）施設の種類ごとの数を変更する場合 1	特定施設の種類ごとの数変更届(8)	特定施設の種類及び能力ごとの数、使用の方法変更届(8)	騒音又は振動に係る指定施設届(25)
	種類及び能力ごとの数を変更する場合 使用の方法を変更する場合 2			
4	騒音又は振動の防止の方法を変更する場合	騒音の防止の方法変更届(8)	騒音の防止の方法変更届(8)	
5	氏名、住所、工場又は事業場の名称、所在地等に変更があった場合 3	氏名等の変更届(10)	氏名等の変更届(10)	氏名の変更等届(29)
6	工場又は事業場に設置する特定（指定）施設の全ての使用を廃止した場合 4	特定施設使用全廃届(10)	特定施設使用全廃届(10)	指定施設使用全廃届(29)
7	工場又は事業場に設置する特定（指定）施設のすべて（すべて又は一部）を譲り受け又は借り受け、相続又は合併により承継した場合	承継届(11)	承継届(11)	承継届(30)

- 1 特定施設の種類ごとの数を減少する場合、またはその施設の種類のに係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合は、届出の必要はありません。（条例については、承継により指定施設の数が増加する場合を除く。）
- 2 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合、又は使用時間の開始時刻の繰り上げ又は終了時刻の繰り下げを伴わない場合は、届出の必要はありません。
- 3 防止方法の変更により騒音又は振動の大きさが増加しない場合は、届出の必要はありません。ただし、騒音の防止の方法の変更と施設の増設を同時に行う場合は、別々に判断する必要があります。
- 4 工場等の所在地の変更とは住居表示の変更のことであって、工場・事業場の移転による変更ではありません。移転の場合は、1及び6による届出が必要となります。

公害防止管理者等を必要とする工場等

1. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による規定

(1) 公害防止管理者

対象施設等			公害防止管理者の種類	資格者
騒音	機械プレス	呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。	騒音関係公害防止管理者	騒音
	鍛造機	落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。		
振動	液圧プレス	矯正プレスを除き、呼び加圧能力が 2,941 キロニュートン以上のものに限る。	振動関係公害防止管理者	振動
	機械プレス	呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。		
	鍛造機	落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。		

- (注) 1 特定工場の対象業種は「製造業(物品の加工業を含む)」、「電気供給業」、「ガス供給業」、「熱供給業」である。
- 2 大気、水質については、有害物質を排出するおそれのある施設とその他の施設に区分して、区分ごとに選任。
- 3 騒音、振動、特定粉じん、一般粉じん、ダイオキシン類は工場ごとに選任。

(2) 公害防止統括者、公害防止主任管理者

	必要な工場	資格者
公害防止統括者	公害防止管理者が必要な工場のうち、常時使用する従業員の数が 21 人以上の工場	工場において業務の実施を統括管理する者、いわゆる工場長であること
公害防止主任管理者	公害防止管理者が必要な工場のうち、大気関係、水質関係の両施設があり、排出ガス量 4 万 m ³ N/時以上であり、かつ排出水量 1 万 m ³ /日以上以上の工場	大気 1 種か 3 種と水質 1 種か 3 種との資格を併せ持つ者又は公害防止主任管理者

(注) いずれも工場ごとに選任する。

2. 三重県生活環境の保全に関する条例による規定

公害防止担当者の設置が必要な工場等

ばい煙発生施設、粉じん発生施設、特定施設、指定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する施設を設置している工場等(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和 46 年法律第 107 号)第 2 条に規定する特定工場を除く。)を設置している者は、公害の防止に関する業務を担当する者を置かなければならない。*

(注)* 条例改正により届出を要しない。

公害関係法及び条例に基づく届出書一覧表

根拠法及び条例	届出書の種類	根拠法及び条例の条項	届出期限	受理権限者	届出部数
騒音規制法	特定施設設置(使用)届出書	第6条第1項(第7条第1項)	工事開始30日前まで(30日以内)	市長	正1 控1
	特定施設の種類の数変更届出書	第8条第1項	工事開始30日前まで		
	騒音の防止の方法変更届出書				
	氏名(名称・住所・所在地)変更届出書	第10条	30日以内		
	特定施設使用全廃届出書				
	承継届出書	第11条第3項			
	特定建設作業実施届出書	第14条第1項(第2項)	7日前まで		
振動規制法	特定施設設置(使用)届出書	第6条第1項(第7条第1項)	工事開始30日前まで(30日以内)	市長	正1 控1
	特定施設の種類の数変更届出書	第8条第1項	工事開始30日前まで		
	騒音の防止の方法変更届出書				
	氏名(名称・住所・所在地)変更届出書	第10条	30日以内		
	特定施設使用全廃届出書				
	承継届出書	第11条第3項			
	特定建設作業実施届出書	第14条第1項(第2項)	7日前まで		
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者(公害防止統括者の代理人)選任(死亡・解任)届出書	第3条第3項	選任等のあった日より30日以内	知事 又は 市長	正1 (副)1 控1
	公害防止主任管理者(公害防止主任管理者の代理人)選任(死亡・解任)届出書	第5条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)			
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理人)選任(死亡・解任)届出書	第4条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)			
三重県生活環境の保全に関する条例	氏名の変更等届出書	第29条	30日以内	知事 又は 市長	正1 (副)1 控1
	指定施設使用廃止届出書				
	承継届出書	第30条第3項			
	(届出)揚水設備設置(使用・変更)許可申請(届出)書	第56条第1項(第58条第3項、第59条第1項、同条第2項、第67条第1項、第68条第1項、第69条第1項)	設置・変更 あらかじめ 使用 60日以内	知事	正1 副1 控1
	揚水設備設置(変更)工事完成届出書	第62条第1項	工事が完成したとき		
	揚水設備氏名等変更届出書	第63条、第70条	30日以内		
	揚水設備廃止届出書				
	揚水設備承継届出書	第64条第3項、第70条			
	水量測定器設置報告書	第72条	年度終了後30日以内		
	地下水揚水量報告書				
	騒音又は振動に係る指定施設届出書	第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項	工事開始30日前まで	市長	正1 控1
	建設作業実施届出書	第48条第1項(第2項)	7日前		